

共同決定の政策理念

——経済民主主義論と共同決定論——

臼 井 英 之

はじめに

戦後西ドイツで展開されてきた共同決定Mitbestimmung 制は、それが提起する問題の広さから、さまざまな議論・研究の対象としてとりあつかわれてきた分野である。その一例として、共同決定の実態調査研究があげられる。1950年代から60年代にかけてさかんになされた個別企業中心の調査研究は、企業論的・経営社会論的見地からの研究として一世を風靡した観があったし、この種の調査研究は共同決定の法体系が整備されてゆく段階で依然として続けられてきた。⁽¹⁾ こうした観点からの諸成果に対し、共同決定を推進するような思考なり理念なりからの接近は、共同決定研究の分野においていくぶんか遅れをとっていたといわねばならない。なるほど、1960年代半ばに出版されたクリストマン＝クンツェの浩瀚な共同決定論争＝思想研究書は、各思想潮流が抱く共同決定観を、その思想自身の世界観にまでさかのぼって確定しようとしたものであり、こうした視角はのちになっても受け入れられてはいる。⁽²⁾ しかし、このような視角からの接近は、その収めるべき視野の廣大無辺ともいえる性格から、かえって共同決定理念の焦点をぼかしてしまうことにもなりかねないであろう。そこでは、共同決定に対する賛否の根拠、さらには共同決定の説明原理といったものが、各思想の保持する「基盤と観点」からとりあげられるだけで終ってしまう。かかる方法では——クリストマン＝クンツェが検討の対象とした時期がせいぜい1950年代後半までで、大部分は1950年代前半期までに限られているという制約があったにせよ——共同決定制度化への諸段階の中で、共同決定実現へと衝き動かしてきた理念がいったいいかなるものであったのか、という点を明確に捉えきれないのである。⁽³⁾

そこで以下では、考察の方法と対象をつぎのように絞って議論をすすめてゆ

くことにしたい。まず第1に、共同決定をひとつの政策として捉え、それを最も推進しようとしてきた担い手を限定すること、そしてその政策的含意を、担い手が共同決定に対して賦与してきた理念から抽出すること。第2に、共同決定が現実的制度の問題である以上、制度をめぐる現実的展開と理念との間の関係を見極めること、である。本稿では、第1の点に対応するものとして、主に労働組合の共同決定論をとりあげる。その理由については行論の中で明らかにされるはずである。ただし、変節するに至ったものの、当初積極的に共同決定を推進した他の思考もとりあげる。第2の点に対応させてとりあげるのは、占領期からいわゆるモンタン共同決定法が成立する(1951年)までの現実的状况である。

以上で本稿の課題は明らかになったであろう。すなわち、戦後初期において、労働組合を担い手の中心とする共同決定の政策理念が現実との関連の中でいかに位置づけられねばならないかを検討すること、これである。

(註)

- (1) Theo Pirker u. a., Arbeiter — Management — Mitbestimmung. Stuttgart 1955. Otto Neuloh, Die deutsche Betriebsverfassung, Tübingen 1956. Heinrich Popitz u. a., Das Gesellschaftsbild des Arbeiters, Tübingen 1957. Fritz Voigt, Die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in den Unternehmungen. Eine Analyse der Einwirkungen der Mitbestimmung in der Bundesrepublik Deutschland auf die Unternehmungsführung, in: Walther Weddigen (Hrsg.), Zur Theorie und Praxis der Mitbestimmung, 1. Bd., Berlin 1962, usw.
- (2) Mitbestimmungskommission, Mitbestimmung im Unternehmen, Stuttgart-Berlin-Köln-Mainz 1970. Institut für Marxistische Studien und Forschung (IMSF) (Hrsg.), Mitbestimmung als Kampfaufgabe, Frankfurt am Main 1972. Dorothea Brinkmann-Herz, Entscheidungsprozesse in den Aufsichtsräten der Montanindustrie, Berlin 1972, usw.
- (3) Alfred Christmann u. Otto Kunze, Wirtschaftliche Mitbestimmung im Meinungsstreit, 2 Bde., Köln 1964.
- (4) Bernhard Muszynski, Wirtschaftliche Mitbestimmung zwischen Konflikt- und Harmoniekonzeption, Meisenheim am Glan 1975.
- (5) A. Christmann u. O. Kunze, 1. Bd., a. a. O., S. 19, 35.
- (6) 久保敬治氏の「共同決定権思想の貧困」とか「西独共同決定権の ideologische Richtung は容易に把握できない」とかいった見解に止目しておきたい。久保敬治「西ドイツにおける労使協議制」労働省労政局労働法規課編『諸外国の労

使協議制と経営参加』1975年、所収、176 - 179 ページ、同「西独共同決定制のその後と展望」『日本労働協会雑誌』1976年1月号。

I. 経済民主主義論と共同決定論——ヴァイマル期を中心に——

戦後一貫して共同決定——とりわけ企業の監査役会Aufsichtsratへの被用者の同権参加——を主張してきたドイツ労働総同盟Deutscher Gewerkschaftsbund (DGB) がたち返る原点は、ヴァイマル期半ばからドイツ労働組合総同盟Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund (ADGB) が唱導するに至った経済民主主義Wirtschaftsdemokratie論である。1928年、ADGBの委託を受けたナフタリの手によって編纂され、その体系が提示された『経済民主主義——その本質・方途・目標——』⁽¹⁾ が1966年に再出版されるにあたり、その緒言で当時のDGB委員長ローゼンベルクが、共同決定の先駆を経済民主主義論の中にみだしているのは示唆的であるし、また最近に至っても、「綱領の面から見れば、共同決定の構想はヴァイマル期においてはじめて、労働組合のあらゆる思考と結びついて練りあげられてきた」というDGB自身の評価もこのことを裏づけている。

しかし問題は、ここに例示したような、共同決定から経済民主主義論をたぐり寄せるという視点である。もとよりかかる遡源的視点においては、経済民主主義の論理体系の中に位置する共同決定と、戦後の、とくに現代の状況の中に位置する共同決定とが、単線的・直線的に連結されてしまう。いまここで、こういった視点を「共同決定の連続的視点」とよんでおこう。とすれば、着目されるべき点は、「共同決定の連続的視点」がどれ位まで共同決定政策理念に適用されうるか、ということになってくる。したがって、まずはじめに、共同決定が経済民主主義論の文脈の中でどのような位置をしめ、どのような意味が賦与されていたか、が再確認されねばならないであろう。

すでに別稿で指摘したとおり、経済民主主義論はイデオロギー的に社会主義を標榜しつつ、その論理の核心は、資本主義的市場経済メカニズムの規制・改変にあった。そこでは、労働組合をその担い手に据え、市場メカニズムの外部に組合みずからを置いた場合はその独自の経済活動による市場蚕食論が、また市場メカニズムの内部に組合みずからを置いた場合は国家という政治的要素を介しての市場規制論が、展開されていた。⁽⁴⁾ ただし、このような論理を成り立たせ

る背景となる実態がそれぞれあったにせよ、経済民主主義論をより根底から規定していたものは、労働組合と使用者＝企業家団体との間で顕在化してきた対抗的關係、および両者間の關係への国家介入の積極化⁽⁵⁾、といった三者の緊張をはらんだ体制的状况であったといえる。経済民主主義論は、かかる状況下⁽⁶⁾に置かれた労働組合の政策指針の提示にはかならなかった。

したがって、当時、経済民主主義論の中で語られえた共同決定とは、このような緊張的状况がぶつかり合う場への、たとえば、全国経済協議会 Reichswirtschaftsrat・経済的自治団体 wirtschaftlicher Selbstverwaltungskörper・各省庁の審議会といった機関への労働者・労働組合員の参加であった⁽⁷⁾。つまり、労働組合・使用者＝企業家団体・国家・という集団体制的枠組みと、それらが機能する資本主義的市場という場との結節点においてはじめて、共同決定は存在意義をもちえたのである。

(註)

- (1) Fritz Naphtali, Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel, Berlin 1928. (山田高生訳『経済民主主義——本質・方途・目標——』1983年。)
- (2) Ludwig Rosenberg, Vorwort, in: F. Naphtali, Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel, Frankfurt am Main 1966.
- (3) Gerhard Leminsky u. Bernd Otto, Politik und Programmatik des Deutschen Gewerkschaftsbundes, 2. völlige überarbeitete Aufl., Köln 1984, S. 167.
- (4) 以上の点については、拙稿「経済民主主義論の構造と論理」津田真澄・山田高生編『社会政策の思想と歴史——大陽寺順一教授還暦記念論文集——』1985年、所収、参照。
- (5) 国家の積極的介入の最たるものは、1923年の「仲裁令 Verordnung über das Schlichtungswesen」にもとづく「拘束宣言 Verbindlichkeitserklärung」による強制裁定である (Vgl., Ludwig Preller, Sozialpolitik in der Weimarer Republik, (1949), Düsseldorf 1978, S. 310–324. 久保敬治『ドイツ労働法の展開過程』1960年, 134–137 ページ, 参照)。
- (6) 以上の点については、拙稿「『経済民主主義』論の形成と自由労働組合＝ADGB」『一橋論叢』第91巻第5号, 1984年, 参照。
- (7) Vgl., F. Naphtali, 2. Kap.

II. 経済民主主義論の再生と共同決定論

第2次大戦の敗北により各占領軍の統治下におかれたドイツでは、占領地域

ごとで労働組合の結成が認められた。各労働組合は占領地域を超えた横断的・全国的な組織を指向しつつ、それぞれに独自の歩みをしていたが、1946年11月の第1回地域間労働組合会議以後48年9月まで、計9回にわたってこの会議が⁽¹⁾開催された事実からもわかるように、49年のDGB統一以前においても、各地域労働組合の思考は——ソ連軍占領下の自由ドイツ労働組合Freie Deutsche Gewerkschaftsbundを除けば——それほど懸隔がなかったと考えてよい。このころ、労働組合が希求していたのは、イギリス占領軍政府によるコンツェルン解体政策Entflechtungspolitik（後述）を背景とした「根本的な新秩序Neuordnung」であった。当時、イギリス占領軍地域労働組合委員長ボェックラー⁽²⁾Hans Böcklerが同労働組合大会で発した、「資本主義は死に瀕している」との言葉に象徴される空気は、従来の社会的・経済的構造を変革しようという労働組合の志向に裏打ちされていたものであったといえる。さらに、当時の労働組合を覆っていたそうした雰囲気は、ヴァイマル期に労働組合が抱いていた経済民主主義理念の継続的思考の表出として把握されなければならない。たとえば1946年12月、ハノーファーでの第2回地域間労働組合会議の決議において、「労働組合の同権的協働による計画と管理die Planung und Lenkung der paritätischen Mitarbeit der Gewerkschaften」⁽³⁾とか、「需要充足経済の再建」⁽⁴⁾とかが要請されていたし、また翌47年の第4回同会議でも同じ内容の要求が出されていた。これらの要請は、資本主義的市場の規制・管理から、さらに経済体制の転換をも展望していた点で、まさに経済民主主義的発想だったのである。

こうした、いわば経済民主主義論の戦後の再生の中で、共同決定もまた、その位置を政策的に確定させた。すなわち「再生」経済民主主義は、

①国家による市場管理（＝計画経済）

②共同決定

a)超経営的共同決定

b)経営内共同決定

③原材料産業・巨大産業の公有化への移行⁽⁵⁾

の3点を基軸にしていたのであり、そこでの共同決定は、①・③と不可分のものとして要請されていたのであった。いま、③の所有形態論をも、独占的資本主義市場のメカニズム転換による経済の計画化という、かつての社会化Sozialisierung的な視点に入れて捉えることが許されたとしたら、1949年10月のDGB

B創設大会における初代DGB委員長ボェックラーのつぎのような一節⁽⁶⁾は、共同決定と①・③との連関を如実に物語っているといえる。「経済における被用者共同決定にとってのより重大な前提として、計画性があります。したがって労働組合は………計画され、管理された経済 geplante und gelenkte Wirtschaft の要請を主張して譲らないのであります。実際に存在するか、あるいはただ存在する可能性があるにすぎないのか、という問題をぬきにして、往々にして社会的と称される自由な市場経済では、被用者の共同決定を許すような余地はないのであります」。共同決定は計画的経済においてのみ実効的なものとなりうる、とのこうした主張の綱領表現が、ミュンヘン基本綱領中の「経済政策の基本 Wirtschaftspolitische Grundsätze des DGB」⁽⁷⁾にはかならなかった。

戦後、1950年代初期にかけての共同決定政策論は、まさしくヴァイマルの理念的遺産の上に築きあげられていたのである。

(註)

- (1) 花見 忠『労働組合の政治的役割——ドイツにおける経験——』1965年、269—298 ページ。
- (2) Zit. nach Horst Thum, Mitbestimmung in der Montanindustrie. Der Mythos vom Sieg der Gewerkschaften, Stuttgart 1982, S. 18.
- (3) Das Mitbestimmungsrecht der Gewerkschaften und Betriebsräte in der Wirtschaft. EntschlieÙung der deutschen Gewerkschaften am 18. und 19. Dezember 1946 in Hannover, in: Jürgen Peters (Hrsg.), Montanmitbestimmung. Dokumente ihrer Entstehung, Köln 1979, S. 77—78.
- (4) EntschlieÙung zur Neugestaltung der Wirtschaft. 4. Interzonenkonferenz der deutschen Gewerkschaften vom 6. bis 8. Mai 1947 in Garmisch-Partenkirchen, in: ebenda, S. 93—94.
- (5) Vgl. H. Thum, a. a. O., S. 20—21. 1968, S. 584—588. Herrschaftssystem
- (6) Zit. nach Konrad Stollreither, Mitbestimmung. Ideologie oder Partnerschaft? München 1975, S. 70.
- (7) Albert Behrend u. a. (Hrsg.), Die westdeutschen Gewerkschaften und das Staatsmonopolische Herrschaftssystem 1945—1966, Berlin 1968, S. 584—588.

Ⅲ. カトリック社会理論の経済政策転換と新自由主義

敗戦後、共同決定を推進する理念的担い手は労働組合に限られていたわけではない。とりわけカトリック陣営は、敗戦直後において経済民主主義論的視点とは別の観点に立って、共同決定推進の主要な潮流の一派を形成していた。その集約点が1947年のCDU（Christlich-Demokratische Union）のアーレン綱領である。綱領は、ナチス期に入ってから基幹産業が、「独占的性格」を帯び、「不透明で、コントロールできなく」なった点、および被用者が「力のない」状態になった点、を指摘し（第Ⅰ項）、以下の3点を前面に押し出していた。

- ①独占的企業の解体——「私的資本主義の無制限な支配の時代は過ぎ去ったという点からドイツ経済は出発しなければならない」（第Ⅱ項）
- ②被用者の共同決定権の要求——「経営において、経済計画および社会構成の根本的な諸問題に関する被用者の共同決定権が確保されるべきである」（第Ⅲ項）
- ③経済の計画と管理——「経済の計画と管理の任務は今後の長きにわたってかなりの範囲で必要である」・「この経済の計画・管理の任務は、経済会議Wirtschaftskammerにおける経済の自治団体⁽¹⁾によってなされるべきである⁽²⁾」（第Ⅳ項）

これから解せるように、敗戦初期のCDUアーレン綱領に代表されるカトリック社会理論においても基本的には、さきにみたような労働組合的志向と軌を一にしていたことは明らかであろう。共同決定はやはり、経済改革の文脈でのみ語られえたのである。ただし、こうした議論は、経済民主主義的理念といった思考から生みだされたのではなく、かつてのナチスの経済状況への反動として浮かびあがってきたとみるべきであると思われる。

しかしながら、上のような経済政策への視点は、1949年のCDU/CSUのデュッセルドルフ原則で転換をとげる。すなわち、アーレン綱領第Ⅳ項でうたわれた経済の計画・管理化はいっさい排除され、いわゆる社会的市場経済Soziale Marktwirtschaft論が全面的に採用されたのである。したがってそこでは、アーレン綱領の脈絡の中で位置づけられていた共同決定もその性格を変化させたといってよい。デュッセルドルフ原則でも「企業家と被用者との関係の根本的新秩序」の要求として共同決定の必要性はうたわれていたが、そこではかつての全体経済改革的な意義づけは失われ、個々の企業における「パート

ナーシャフトPartnerschaft・業績達成共同体の結合 leistungsgemeinschaftliche Verbundenheit・(企業家と被用者との) 双方の責任 beiseitige Verantwortung⁽⁴⁾・という意味で新たな協働を発展させる」ものとして位置づけられたにすぎなかった。

こうしたカトリック陣営の変節は、経済政策の実践課題に直面した彼らの多くが、新自由主義的政策論を取り込み、自陣営の経済政策の柱としたことによ⁽⁵⁾る。したがって以下では、かかる転換の思想的基盤となった新自由主義について、とくに共同決定の問題と関わらせつつ、一瞥しておきたい。また、こうした考察を試みることは、前節で引用したボェックラー発言が、経済民主主義的共同決定観と新自由主義的共同決定観⁽⁶⁾とがその根本においていかに相互離反していたか、を強調したものであったことが解せるであろうし、その乖離が顕著であればあるほど、経済民主主義論に依拠する共同決定論の性格がよりきわだった形であらわれてくるであろう。

新自由主義の根底にあったものは、その最も代表的な論者オイケンの見解にもとづけば、中央管理経済Zentralverwaltungswirtschaftへの根強い不信感であった。オイケンによれば、中央管理経済とは、ソヴェート型社会主義的経済を指すにとどまらず、ナチス期のドイツ経済をも含むかなり幅の広い経済体制⁽⁷⁾である。その特質を一言でいえば、それは「一切の権力が集中された」中央指導⁽⁸⁾によって需要と供給とが均衡させられる計画経済、といってよいであろう。こうした思考は、国家という中央指導を介しての市場規制・管理を主張の柱に据えた経済民主主義論と真向から対峙しあう。そして新自由主義がかかる立場に立つ以上、そこから経済民主主義的共同決定論に対して批判が出されるのも当然のことであった。

そうした観点から共同決定に関する論客の中で、クリストマン＝クンツェによ⁽⁹⁾ってとくに「新自由主義者の中心」として位置づけられたボェームの議論をみておく。1951年、新自由主義陣営の機関誌『オルドORDO』に発表された⁽¹⁰⁾浩々たる論文において彼は、まず共同決定を「経済民主主義の思考から導き出されたもの⁽¹¹⁾」と捉えて批判の俎上にのぼせた。その批判の核心は、経済民主主義論の最大の問題点を、それが経済領域に属すべきものと政治領域に属すべきものとを混淆させている、と把握したところにあるといえる。この点は、つぎのように論じられている。経済民主主義の全体の構想の中心は「包括的な政治

計画の理念」にあるのであって、「市場、すなわち国家が厳格な中立性をもって原則的に監視するというもとでの自由な市場価格、による経済のコントロールSteuerung という理念ではない」、換言すればそれは「消費者の自由で自発的な行動の総体による経済のコントロールではない」、と。⁽¹²⁾したがってポエームは、経済民主主義を論じるにあたり、さらに政治的権力の問題と政治体制の問題とについて論じねばならなかった。⁽¹³⁾つまるところ、経済活動の主体が経営と家計とで成り立つと想定された市場経済体制を、オイケン流に「流通経済Verkehrswirtschaft」として信奉する彼にとって、経済民主主義論とは、経済過程を政治過程に編入しようとするような「問題の混乱Mischungsproblem」⁽¹⁴⁾をもたらすだけのものだったのである。⁽¹⁵⁾基本的に、オイケンの中央管理経済への「不信感」もこうした観点にもとづいていた。

以上のような点からすれば、労働組合の唱える共同決定論は、新自由主義者にとって議論外にあったのも当然といえる。なぜならば、経済民主主義論の文脈にある共同決定論は、とりもおさず「共同決定の政治論」的意義しかもちええなかったからである。新自由主義にとって、経済と政治とは俊別されるべき領域だったのである。したがって、もし新自由主義的発想の中で共同決定が政策論化されうるとするならば、それは「共同決定の経済論」——さらにいうならば、「市場経済メカニズムの中で機能する共同決定」——としてだけ意義をもつものでなくてはならなかったはずである。デュッセルドルフ原則でうたわれた共同決定の要求は、まさしくその綱領的表現にはかならなかった。

(註)

- (1) 具体的に何を指すかは不明であるが、Wirtschaftskammer は1947年から62年にかけてラインラント・プファルツ州で暫定的に設置されていた。これはヴァイマル期における全国経済協議会と同じような機能を有していたことが、つぎの論稿において指摘されている。Anton Felix Napp-Zinn, Wirtschaftsräte und überbetriebliche Mitbestimmung in Deutschland, in: W. Weddigen, 2. Bd., S. 119-138.
- (2) Das Ahlener Programm, in: J. Peters, a. a. O., S. 86-92.
- (3) Alfred Grosser, Geschichte Deutschlands seit 1945, 8. Aufl., München 1980. (山本 尤 他訳『ドイツ総決算——1945年以降のドイツ現代史——』, 1981年, 238ページ。)
- (4) K. Stollreither, a. a. O., S. 116.
- (5) Carlo Mötteli, Licht und Schatten der sozialen Marktwirtschaft,

Zürich 1961. (向坂正夫, 塚本 健訳『西ドイツ経済の光と影——エアハルトの実験と成果——』, 1963年, 23ページ。)

- (6) ボエックラー発言の中でとくに, 「往々にして社会的と称される自由な市場経済 die freie Marktwirtschaft, die sich so gerne sozial nennt では共同決定を許すような余地がない」という部分が端的にそれを物語っている。
- (7) Edith Eucken u. Paul Hensel (Hrsg.), Walter Eucken, Grundsätze der Wirtschaftspolitik, Tübingen 1952, S. 62. (大野忠男訳『経済政策原理』1967年。)
- (8) Ebenda, S. 71.
- (9) A. Christmann u. O. Kunze, 1. Bd., a. a. O., S. 56.
- (10) Franz Böhm, Das wirtschaftliche Mitbestimmungsrecht der Arbeiter im Betrieb, ORDO, Jahrbuch für die Ordnung von Wirtschaft und Gesellschaft, 4. Bd., 1951, S. 21-250.
- (11) Ebenda, S. 21.
- (12) Ebenda, S. 63.
- (13) Ebenda, S. 70-105.
- (14) Ebenda, S. 71.
- (15) Ebenda, S. 95.

IV. 共同決定論と共同決定制度——理念と実際——

ところで, ヴァイマル期ADGBの経済民主主義論は, その理念に沿うような諸要素を, 当時の実態の中から拾い出して構成されたいわば経験論であつた。⁽¹⁾ そうであったからこそ, そこでの共同決定論も当時の事情を反映していたという点で, きわめて現実的な政策論たりえた。したがって, 戦後の共同決定論が, 労働組合の主張するような経済民主主義的政策論として何らかの有意義性を保持するには, 政策対象となるべき現実との距離が離れすぎていてはならないであろう。現実と政策論の余りの隔たりは, その政策論を単なる理念の, さらに, 極端な場合にはユートピアの, 世界にとどめてしまうのである。そこで以下では, 共同決定制度化への経緯をたどることにより, 叙上の点を確認したいと思う。

戦後, 労働組合が要求するような, 労使同権的共同決定が導入された舞台となったのは, イギリス軍占領下のルール地方であった。非ナチス化政策の主要な柱として同占領軍が最も積極的にとりくんだのは, 同地方の鉄鋼生産部門のコンツェルンを解体することであった。1951年に立法化されたモンタン型の労使同権的共同決定は, このコンツェルン解体政策に源流を発していた。

イギリス占領軍主導の共同決定権導入からモンタン共同決定法⁽²⁾へと至る過程は、2つの段階に分けて考えてよい。第1は1946年から47年にかけて、第2は1949年以後立法成立期までである。かかる時期区分は、共同決定を制度化へと向かわせた主体が何であったかを見定めた上での区分である。以下の行論で明らかになるが、先取りしていっておけば、第1段階の主体はイギリス占領軍と労働組合であり、第2段階の主体は1949年9月に発足した西ドイツ政府である⁽³⁾。

第1段階について。この期間、イギリス占領軍政府は鉄鋼生産部門のコンツェルン解体のために、1946年8月に鉄鋼産業を接收、そして「北ドイツ鉄鋼管理委員会 North German Iron and Steel Control」とそのドイツ側受託団体である「北ドイツ鉄鋼管理委員会受託団体 Treuhandverwaltung im Auftrag der North German Iron and Steel Control」を設置し、「受託団体」に、コンツェルンの管理・廃止、コンツェルン解体—新秩序プランの完成、接收コンツェルンの株式の受託管理、の任務を負わせた。かかる政策推進の一手段としてとられたのがほかならぬ労使同権的共同決定であった。すなわち、「受託団体」と労働組合との2団体だけの話し合いにより、接收鉄鋼企業の監査役会における労使の同権的構成、ならびに労務担当取締役 Arbeitsdirektor の選出に対する労働組合の介入⁽⁴⁾、が認められたのである。ただ、かかる進展の中で看過されてはならないと思われるのは、両者間の話し合いにはコンツェルンの企業家がまったく交じえられなかったことである。上述の共同決定導入が決定されたのが1947年1月8日、その内容がコンツェルン側に伝えられたのが同月17日、そしてそれを知って驚いたグーテホフヌングスヒュッテ社 Gutehoffnungshütte Oberhausen Aktiengesellschaftのロイシュ Reusch、ヒルベアト Hilbert、ならびにクロェックナー社 Klöckner-Werke Aktiengesellschaftのヤーレス Jarres からの、共同決定を追認する旨を記した書簡が労働組合に送付されたのが翌18日⁽⁵⁾であった⁽⁶⁾。

第2段階について。この段階において特徴的であったのは、政府、企業家＝使用者団体の側に、コンツェルン解体政策への激しい抵抗が生じたことである。これは何よりもまず、当時のシューマン・プランと密接に関係していた。1949年9月20日に発足した西ドイツ政府は、当面の課題として、まず第1に対外的な国家主権を獲得すること、そして第2に、占領軍政策を引き継いでモン

タン部門を管理下に置いていた「連合国高等弁務官会議 Allierte Hohe Kommission」とその下部機関の有した管理・命令権を解消すること、に直面していた。この2点はシューマン・プランに参加することによって解決されうと政府は考えたのであった。こうしたシューマン・プラン参加の素地を固めるために、政府はコンツェルン解体政策に介入する姿勢を強め、結果としてかかる方が旧コンツェルン復活への道⁽⁷⁾を拓いたのである。

歴史研究者トゥームは、第1の段階であれほどまでにコンツェルン解体に執着していた労働組合が、この段階に至って、そうした姿勢を崩すことによって始めてモンタン型労使同権的共同決定が成立したことを立証した。事実、1950年8月、ボェックラーが首相アデナウアーと会談して以降、労働組合は一転して政府に協力的な態度をとり、シューマン・プラン参加への賛意を表明するに至った⁽⁸⁾。彼の推断するところ、その理由は、労働組合がシューマン・プランに協力することにより、旧コンツェルンよりも政治的に優位な立場に立てると判断したからである、と。かかる状況において、共同決定は、かつてのコンツェルン解体政策の脈絡から離れて単なる政治的取引材料になってしまい、いわばその見返りとしてモンタン共同決定法が上程され、成立したのである⁽⁹⁾。その証拠に政府は、共同決定の一般的規制法たる経営協議会法 Betriebsrätegesetz を強行的に成立させたのであった。

以上のような、近年になって再確認された史実が示唆していることは、第1に、当初、コンツェルン解体政策＝私的独占市場解体政策を推進する一手段として導入された同権的共同決定が、のちに単なる政治的な思惑の中に取り込まれてしまい、結果的に当初の意図から乖離してしまったこと、第2に、ここにおいて、労働組合が主張していたような経済民主主義論的共同決定政策は、組合みずからが当時の政治的情況の中に足を踏み入れることにより自壊していたこと、である。とりわけ後者の点からすれば、モンタン共同決定法が成立する以前の1950年8月の時点で既に労働組合は、従来からの共同決定論の政策論的視角を実質的に放棄していたとみなすべきであろう。

(註)

(1) 前掲拙稿「経済民主主義論の構造と論理」、参照。

(2) 正式名称は、Gesetz über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in

den Aufsichtsräten und Vorständen der Unternehmen des Bergbaus und der Eisen und Stahl erzeugenden Industrie.

- (3) こうした段階区分の際の着眼点は、従来の共同決定制成立史といささか趣を異にする。モンタン共同決定法は労働組合のゼネストを背景に成立した事情もあり、通説的には、労働組合の圧力による「勝利」として捉えられてきた (Z. B. Erich Potthoff, *Der Kampf um die Montan-Mitbestimmung*, Köln 1957.)。しかし、こういった種の説をくつがえす意図をもった研究書が最近になって出版された。「労働組合勝利の神話」という挑戦的な副題をもった、Horst Thum, *Mitbestimmung in der Montanindustrie. Der Mythos vom Sieg der Gewerkschaften*, Stuttgart 1982. がそれである。本書は、広きにわたる文献の渉獵とそれらの批判的検討、そしてそれを踏まえての綿密な1次資料の収集と考証において、共同決定成立史の中でも最新にして、一頭地を抜いたものと思われる。トゥーム自身は歴史家の目から、戦後から1950年代初頭までを細かく時期区分して検証しているが、筆者はトゥームの実証から読みとった限りで共同決定の主体を確定し、2つのエポック・メーカーとなる時期をとり出して時期区分を試みた。なお、以下の本論も、主にトゥームの立論にもとづいている。
- (4) 具体的には、監査役会は11名で構成され、うち企業家代表5名、被用者代表5名、「受託団体」より派遣の議長1名とすること、労務担当取締役 *Arbeitsdirektor* は、経営協議会および労働組合の意向にもとづかない限り任命されえないこと、である (H. Thum, a. a. O., S. 62-65.)。
- (5) 書簡全文は、J. Peters, a. a. O., S. 79-81. に収録されている。
- (6) H. Thum, a. a. O., S. 33-36.
- (7) Ebenda, S. 56-61.
- (8) Ebenda, S. 101-103.
- (9) Ebenda, S. 99.
- (10) Ebenda, S. 93-97.

帰結と若干の展望

以上のような共同決定をめぐる理念、および理念と現実との考察から、いちおうつぎのような点を確認しておきたい。

第1は、戦後になって経済民主主義論が、労働組合により、ヴァイマル期の理念そのままに再生されたことである。したがって、共同決定の理念もその枠組みの中でのみ位置づけられていた。

第2に、戦後労働組による共同決定論の現実的基盤は、当初、ルール地方の鉄鋼生産部門だったのであり、イギリス占領軍のコンツェルン解体政策といういわば市場規制策において経済民主主義論と通底し合っていた。

第3に、しかし、シューマン・プランと連動したコンツェルン復活の動きの中で、かつてのコンツェルン解体政策が後退すればそれだけ、労働組合の意図していた経済民主主義論的文脈の中での共同決定は、その意図から遠ざかるをえなかった。つまりそこにおいて共同決定は、占領軍と労働組合とが手を取り合って推進してきたコンツェルン解体政策の制度的残滓にすぎなくなっていたのである。とすれば、かかる制度的残滓の立法化こそが1951年のモンタン共同決定法だったといってもよい。その背後には、労働組合に対し、以前より厳しい枠をかぶせた経営協議会法が控えていたのである。

第4に、したがって、こうした状況下での共同決定の有する意味は、企業における被用者の監査役会への参加としてしか意味をもちえない。経済民主主義論で想定していたような、全体経済レベルにかかわるような共同決定の枠組みは成り立ちえなくなるのである。

かかる確認から、とりあえずのところ、以下のような帰結が導き出されてよいであろう。共同決定の理念的基礎は、もはや経済民主主義論にもとめられるものではない。今日でも共同決定の思想的源流とされることの多い経済民主主義論的共同決定論は、すでに労働組合が政治的打算からシューマン・プランに賛同を示した時点で、みずからその命を絶ったというべきである。したがって、第1節で述べたような「共同決定の連続的視点」は、その「視点」と歴史的・現実的な次元との乖離が余りにもはなはだしいために、Paroleとしてならばともかく、政策論として再構成され、有益な分析視角を提供することはもはや期待できないと思われる。以上である。

最後に本稿をしめくくるにあたり、これまでの考察から導き出される若干の展望を記しておきたい。

第1は、経済民主主義論的視角からの共同決定論のその後の展開に関してである。既に考察した点からいえることは、経済民主主義論の文脈の中で語られた共同決定が現実の制度化の中で有意義性をもたなくなったとき、理念と実際とは齟齬をきたさざるをえなくなるということである。この時点において、かの理念の担い手は、従来の共同決定論の枠組みの再考を迫られるに至るであろう。

第2は、第1の点のより一般的な問題として、共同決定を政策論化することに関してである。ある視角から構成された政策論が有効であるか否かは、それ

が実態をどれだけ説明しうるか、あるいはしえないか、にかかっている。ただし、経済民主主義論から導き出された共同決定論が、今日の実態に即していないからといって、無意味なものとしてすぐに切り捨てられることは許されないであろう。なぜならば、実態を説明しえないことが解せることによって、その実態は以前よりもより輪郭がはっきりしたものとなってわれわれの前に立ちあらわれるからである。このような点から第Ⅲ節で触れた新自由主義的共同決定論⁽¹⁾や、他のさまざまな観点から意義づけが試みられている共同決定論⁽¹⁾を検証することも必要になるであろう。

(註)

- (1) Vgl. Fritz Fabricius, Marktwirtschaft und Mitbestimmung, Neu-wied-Darmstadt 1977, S. 23-25. Eckhard Barthel u. Joachim Dikau, Mitbestimmung in der Wirtschaft, Berlin 1980, S. 24-26. Hartmut Wächter, Mitbestimmung, München 1983, S. 3-27.

[筆者の住所：〒181 三鷹市井の頭4-23-9-202]